

安政東海地震における尾張徳川家の救済活動

名古屋大学大学院人文学研究科准教授

石川 寛

名古屋大学の石川と申します。本日はよろしくお願ひします。

今回、徳川林政史研究所（以下、林政史研究所）の所蔵資料を使った研究事例を報告してほしいと依頼されましたので、以前に取り組みました、安政の東海地震に関する尾張藩の被害と救済に関する研究を紹介したいと思います。

最初に、議論の前提として、対象とする地震と活用する資料について、説明をしておきます。

今回対象とする地震は、安政東海・南海地震と呼ばれる地震です。安政東海地震の方は嘉永七年十一月四日朝五ツ半時（一八五四年十二月二十三日午前八時から九時頃）に発生しました。紀伊半島東南部の熊野沖から遠州灘に至る海域を震源域として、マグニチュードは八・四と推定されています。

その三十一時間後の十一月五日夕七ツ半時（十二月二十四日午後四時頃）に、安政南海地震と呼ばれる地震が発生します。今度の地震は紀伊水道から四国沖にかけての南方海域を震源域とし、マグニチュードは同じく八・四と推定されています。この地震では大きな津波が発生し、それで被害が拡大しました。伊豆から四国にかけての広い範囲で、死者は数千人、倒壊家屋は三万軒以上あったとされています。地震直後の十一月二十七日に、

嘉永から安政に改元されたことから、嘉永地震ではなく安政東海・南海地震と呼ばれています。

安政東海・南海地震は、いわゆる南海トラフ地震と呼ばれる地震になります。南海トラフ地震を説明しますと、日本列島は四つのプレートの上になり立っています。その中にフィリピン海プレートとユーラシアプレートがあります。この二つのプレートの境界域を、南海トラフと呼んでいます。海溝と同じ性質を持っていますが、海溝より少し浅い地形をトラフと呼びます。この南海トラフに蓄積されたひずみが解放される現象の一つが、南海トラフ地震と呼ばれる地震になります。

ひずみの解放とはどういうことかと言いますと、陸のプレートの下に、海のプレートが数十年から数百年かけて沈み込んでいきます。沈み込むときに、陸のプレートが引きずり込まれ、ひずみが発生し、限界に達すると先端が跳ね上がります。この現象が海溝型の地震で、その一つに南海トラフ地震があります。海溝型なので、跳ね上がると一緒に海面も跳ね上がり、津波が発生します。

南海トラフ地震は、おおむね一〇〇年から一五〇年の周期で繰り返して発生するとされています。しかも、マグニチュード八から九程度の規模で、東海地震、東南海地震、南海地震と連動して発生する可能性が高いと言われています。

江戸時代以降の南海トラフ地震をみますと、慶長十年（一六〇五）に慶長地震が発生します。マグニチュードは七・九程度で、東西同時に発生したとも言われています。その一〇二年後の宝永四年（一七〇七）に、宝永地震が起きます。これはさらに巨大な地震で、マグニチュードが八・六、このときも東西同時発生です。この地震が起きた四九日後に、富士山

が噴火しています。宝永地震から約一五〇年後に起きたのが、本日お話しします安政東海・南海地震になります。これは、東海と南海が連動して起きた地震になります。この次が、戦時中の昭和十九年（一九四四）に発生した昭和東南海地震と、その二年後の昭和南海地震になります。マグニチュードは七・九と八・〇です。現在、次の東海地震が危惧されていますが、これは周期的に起きる南海トラフ地震のことを指しています。

ちなみに、幕末は、災害の時代と言ってよいほど、自然災害が続ききました。教科書にはあまり書かれていないので知られていませんが、いくつか抜き出しておきます。

ペリー来航が嘉永六年（一八五三）六月です。それ以前で言いますと、弘化四年（一八四七）に信州の長野で大きな地震が発生しています。これが善光寺地震と呼ばれるもので、死者が一万二〇〇人以上出たと言われています。嘉永六年二月には小田原地震が起きます。ペリー来航の翌年の嘉永七年（一八五四）六月に、伊賀上野地震が発生しています。その五月後の十一月に、安政東海・南海地震が起きます。一年後には、江戸で安政江戸地震と呼ばれる内陸型の地震が発生します。その翌年に江戸を台風が襲い、かなりの死者が出たと言われています。安政五年（一八五八）には飛越地震が発生し、大規模な山体崩壊が起きています。同じ年にはコレラが流行し、江戸だけで三万から四万の死者が出ました。ちなみに、一九九五年の兵庫県南部地震がマグニチュード七・二です。それに匹敵する地震が頻繁に起きていたのが幕末でした。その中でも、嘉永七年に起きた東海・南海地震は、この地域にもかなりの影響を及ぼしました。

次に、今回活用する林政史研究所が所蔵する資料について説明します。今回主に使用したのは、尾張徳川家文書の六点の資料になります。便宜的

に番号を付けましたが、一番が「安政元寅冬々同二卯春二至 地震二付倒家等難洪之者共御救被下候一卷」（尾一一〇五二）、二番が「地震善後書類」（尾五一四〇五）、三、四、五番が「震災倒家並救金留一〜三」（尾五―四〇八）、六番が「安政元寅年 地震二付村々倒家人別書上帳」（尾一―八六一）です。

今述べた六冊のうち、一番と六番は元の表紙が残っているのに対し、二番から五番は元の表紙が残っていません。現在の表紙は、林政史研究所の方によって付けられたものと思われれます。また、二番から五番は、目録では慶応二年（一八六六）となっていますが、これは安政元年（一八五四）の間違いと考えられます。二番から五番の資料は、一番の資料と関連性のある連続した内容となっており、また、慶応二年には、この地域で地震は起きていません。したがって、元々は一番と六番の二冊からなる資料であったのではないかと考えております。資料はあまり状態がよくありませんので、どこかの時点で一部ばらばらになっていたものを現在の六冊本に再装丁し、そのとき同じ寅年の慶応二年（丙寅）と判断したのではないかと推測しております。

六冊のうち、これまでよく活用されてきた資料が六番になります。六番の資料は村ごとの被害状況が示されているため、『愛知県史 自然編』や『新修名古屋市史』でも活用されてきました。ただし、資料全体としての性格や資料の作成目的を理解しないまま、表面的な被害数値だけを追っただけでいるという問題があります。

それでは、どのような資料なのかと言いますと、これらの資料は、御側（藩主）よりの「御救」（救恤活動）に関わる「御年貢地懸」の資料と言うことができます。江戸時代は、飢饉、地震、風水害などの災害に際し、

領主は「仁政」思想にもとづく「御救」を施し、窮民の救済にあたりました。尾張藩でそれを担ったのは、奥向の御小納戸役所になります。災害が発生しますと、奥向から被災者に対して、御小納戸金（藩主の私的財源）でもって救恤金や夫食（食糧）などを支給しました。その実務を担ったのが、御小納戸頭取配下の御年貢地懸になります。

御小納戸頭取は、公的な藩政機構に対して、尾張徳川家の私的な家政を担う役職になります。その配下にあつて不動産管理を担当したのが、御年貢地懸になります。

尾張徳川家文書には、御年貢地懸の事務日誌とも言うべき「申継帳」（尾一四〇〇）という資料も残っております。御年貢地懸が、何日に、どのような仕事をしたのかが詳しく書かれており、今回おおいに参考としました。

こうした奥向の救恤活動、すなわち被災窮民への「御救」に関わる資料については、幕末だけでも次のものが林政史研究所で確認できました。

天保の飢饉に際して、天保八年（一八三七）に、藩主の側金（藩主の私的財源）から五〇〇〇両の御救金を、領内の窮民二〇万人以上に支給しました。この記録が、「御側金窮民江御救筋一卷」（尾五―四五）という資料になります。これに関しては、『愛知県史』の資料編や通史編が取り上げています。

嘉永三年（一八五〇）八月に、大雨と大風によって洪水被害が起きます。

このときも窮民一四一五人、五五六軒へ二二三両余りを支給しています。

このときの活動記録が、「水難御救一卷」（尾一―八六五）という資料になります。この資料は、名古屋博物館の図録『特別展 治水・震災・伊勢湾台風』でかなり詳しく紹介されています。

その後、嘉永五年（一八五二）と同七年に、同じような洪水被害が起きます。嘉永五年には、浸水被害の村々へ、御側より夫食等を支給しました。嘉永七年（一八五四）にも、水難の窮民へ御救金を支給しています。「入水村々御救一卷」（尾一―五三）や「水難村々窮民御救一卷」（尾五―五六）といった形で資料が残っています。同じく嘉永七年に東海・南海地震が発生して、被災した窮民へ夫食や御救金を支給しました。このときの活動記録が、一番から六番の資料です。その後、安政五年（一八五八）にも大風雨と高浪の被害があり、窮民や水難者へ御救金を支給しています。資料は「窮民御救一卷」（尾一―八六〇）や「水難御救留」（尾五―六一）になります。

このように、幕末では自然災害が連続して発生し、それに対する「御救」が続きました。その実務を担ったのが、御年貢地懸になります。今回取り上げる資料も、このような活動記録の一つに位置付けることができます。

以上を前提として資料を検討し、安政東海地震における尾張徳川家の救済活動について、みていきたいと思えます。

はじめに、道徳前新田について取り上げます。地震発生後に御小納戸役が最初に向かったのが、道徳前新田になります。現在の名古屋市南区道徳学区辺りで、文政四年（一八二二）に開拓されました。当時は、御小納戸役所が所有していたことから、最初に現地へ向かうことになりました。道徳前新田は、西側が海で、北と南に川が走っています。西側が海に面している地形であることを覚えておいてください。

地震発生翌日の十一月五日、新田庄屋の山崎村（現名古屋市南区）加藤金石衛門から御小納戸役所に対して、繰り返し被害報告がなされていきま

す。被害報告の第一報には、「大地震にて御新田・家居等も多分損し、その上高汐にて甚だ心配仕り、早速御注進申し上ぐべきのところ、大取込につき大いに延引仕り、まずは右の段御達し申し上げ候」とあり、被害が大きく、おおいに取り込んでいたため、第一報が遅くなったとありました。

これを受けて十一月五日の晩に、御年貢地懸の伊藤司馬介が現地へ出張り、翌日に揺れと津波による堤防・建物の被害、地割れ、液状化現象などを報告しました。その後、十一月九日に、御小納戸頭取の正木宗兵衛が、配下の御年貢地懸である岩田運九郎と湯浅定左衛門を連れて現地に向かいます。正木は日帰りですが、岩田と湯浅は残って次の現場へ向かいます。

現地をみた正木は、翌日、見分結果をまとめた上書を、当時は参勤交代で藩主が江戸にいましたので、江戸の御小納戸頭取衆へ送ります。上書では、被害の報告と住民への褒賞を進行しています。堤防の被害報告の中に「少々汐打越候までにて防ぎ留め」とあります。これは、道德前新田では津波が堤防を乗り越えて新田に被害を与えることはなかった、という意味です。その理由について上書では、新田庄屋加藤金右衛門の息子の庄九郎が先頭に立って、津波が押し寄せる中、堤防に土俵を積み上げて海水の流入を防いだためと報告されています。その結果、庄九郎は褒美として名字帯刀が許されます。また、庄九郎に従って働いた組頭以下男衆一二四人に対しては、合計七両余りの褒賞金が与えられました。さらに、道德前新田の女性・子供・老人は山崎村に避難しますが、避難を受け入れ、炊き出し等をおこなった新田庄屋加藤金左衛門も、褒賞として金五〇〇疋が与えられています。

このように、道德前新田から報告があつて、そこへ御小納戸役所の役人が出向き、被害状況をまとめて、そのうえで褒賞を与えるというのが、こ

こまでの動きになります。

この次は、水難者へ夫食を支給していくことになります。道德前新田は海水の流入を防いだのですが、道德前新田の南に位置する当栄新田、豊宝（宝生前）新田、大江（俊広）新田、甚徳新田の四新田（いずれも現名古屋市南区）は、津波で堤防が決壊して大きな被害を受けます。そのため、先ほどの岩田と湯浅は、道德前新田から四新田に向かいました。

資料をみていきますと、水難にあった四新田の窮民たちへは「支配御代官」、すなわち、大代官より「当然夫食被下方」を取り計らう動きがありました。こうした動きを受けて、「御側」よりも「別段夫食被下方」をおこなうため、九日に「懸り配下共兩人」を差し向けたとあります。この「兩人」が岩田と湯浅になります。二人は、十一月十日に四新田へ夫食代の手当を済ませ、その日の夕方に引き取ります。その夫食代支給の内容、四新田の水難者への救済内容は、次のとおりです。

四新田の居家の合計が五八軒で、そのうち五五軒が汐入被害、三五軒が倒壊被害に遭っていました。汐入被害の住民が四新田で合計二七八人いましたが、彼らに対して合計三石八斗九升二合の夫食を代金で支給しました。一人につき白米一升四合です。これは、一日二合を七日分という計算になります。

これとは別に、居家の倒壊被害についても、被害状況に応じて白米代を与えています。全壊被害に対しては一軒につき三升、半壊被害がその半分、添家についても居家の半分を支給しました。これらの白米代の合計が六両余りとなります。

次に、御年貢地懸は、美濃国羽栗郡竹ヶ鼻村（現岐阜県羽島市）の救済

に向かっています。竹ヶ鼻村ではかなり大きな被害があったようで、御小納戸役所へ救助願いが出されました。その中で一五〇戸五〇〇人以上の被害が報告されていました。なぜ、これだけ被害が拡大したのかと言いますと、地盤の液化化現象が起きたためと思われる。液化化現象とは、水を含んだ地盤が地震の激しい揺れによって液体状になり、それが地上に吹き出す現象を言います。地震直後に刊行された「諸国大地震大津波末代嘸」（防災専門図書館蔵）という名称のかわら版に、竹ヶ鼻村の様子が描かれていました。「美濃竹ヶ^鼻はな地さけどろ吹出す」と書かれ、地面から泥水が噴き出し、周りの人々が驚いて逃げていく様子が描かれています。「どろ〔泥〕かいくく〔怪々〕」ともあり、当時の人たちにとってもかなり不思議な現象として印象に残ったようです。

そこで、十一月十四日に御小納戸役所は「御側より別段夫食下され方」を決め、十六日に岩田と湯浅が現地へ向かいました。両人は十八日に夫食代の手当を済ませて、十九日夕方方に引き揚げます。

竹ヶ鼻村の救済に関しては、被災者を「極々難」「中難」と三つの程度に分けて、夫食代を支給していました。一人分は一日につき白米二合です。それを、「極々難」の一三五人へは一〇日分、「極難」の一六五人へは八日分、「中難」の二四八人へは五日分を支給しました。また、居家の倒壊被害についても、倒家三三軒へは六升ずつ、倒家三六軒へは五升ずつ、半倒家五七軒へは三升ずつを支給しています。合計で一六六軒五四八人が対象となりましたが、これとは別に、独身で極めて難渋の者などにも別途御救銀を支給しました。

このように当初は、地震被害によって難渋している者たちに対して、御

年貢地懸が現地へ出向き、夫食や白米代を支給していました。

ここまでは個別の対応でしたが、その後、領内の全域に対して「御側」より「御撫育筋」を取り計らうことになり、代官・奉行を通じて難渋者の調査に乗り出します。

この被害報告書が十一月二十三日以降、次々と届けられます。二十三日には大代官、鳴海・北方・小牧・清須・横須賀代官の被害報告書が進達されます。二十六日になると、佐屋代官と水野代官の被害報告書が届けられます。日付はわかりませんが、おそらく十一月中に、寺社奉行、町奉行、熱田奉行の被害報告書も進達されました。一方、美濃の太田代官、上知代官、岐阜奉行からは、被害がなかったとの報告がありました。少し遅れて二十八日に、鵜多須代官の被害報告書が届けられます。鵜多須はその後、追加報告があり、最終的に十二月朔日に領内すべての被害報告書が集まることとなります。

十一月二十九日、御小納戸役所において「御撫育」の内容、御救金の支給額や支給方法が議論されます。このとき御小納戸頭取衆は、「今回は稀なる大地震であり、ことさら津波の被害が多く、海辺の倒家は多分にて、誠に非常の事柄である。それらに対して十分な施しをすることで、上の御徳儀も領民へ行き届く」という方針を示していました。

御救金の金額は、嘉永三年（一八五〇）の洪水被害のときの倍の金額となりました。具体的には、全壊被害は一軒に対して三分、半壊はその半分の一分二朱、即死者は一人一両一分、怪我人は一人一分です。

支給方法に関しては、御年貢地懸を三手に分けて、各陣屋・奉行所へ派遣し、そこに村役人・町役人を呼び出して支給する方法としました。

これらの決定を受けて、御年貢地懸は準備に取りかかります。「申継帳」をみますと、十二月朔日に「地震にて倒家等の者へ御救下されにつき夜分まで居残り取調候事」とあり、この日はかなり遅くまで残業して、準備に取りかかっていたことがわかります。

その二日後の十二月三日に、御年貢地懸は三手に分かれて出立します。岩田運九郎と水谷勝太郎が熱田・鳴海・横須賀・水野、伊藤司馬介と山田鉞四郎が大代官・小牧・清須・佐屋、湯浅定左衛門と林周次郎が町奉行から北方・鶴多須と巡りました。九日までにすべての支給が終わります。かなりの激務であったようで、その九日に湯浅から、風邪をひいて一兩日休みます、という届出がありました。

それでは、陣屋や奉行所においてどのような支給がなされたかと言いますと、二つの資料を用いて説明します。

まず、陣屋に村役人が出向き、ここで村内の被害を記した報告書を提出します。六番の「安政元寅年 地震ニ付村々倒家人別書上帳」に残る、美濃国中島郡駒塚村（現岐阜県羽島市）の被害報告書には次のようにあります。

乍恐御達申上候御事

一、倒家壺軒 駒塚村 みッ

一、同 同村 真八

右ハ今般大地震ニ而夫々倒家等に相成、何れも難洪者ニ御座候、仍之

御達申上候、以上

寅十二月

右村庄屋理蔵^印

深沢新平様御陣屋

宛先の深沢新平は北方代官です。このように、倒家・半倒家・即死者・

怪我人の名前を記した文書を陣屋へ持参しました。このとき村から提出された被害報告書を集めたのが六番の資料になります。

陣屋では、この被害報告書と引き換えに、御救金と申渡書を渡します。名古屋大学附属図書館が所蔵する石河家文書に、たまたま駒塚村の資料がありましたので、ここに提示します。

中嶋郡駒塚村

一、倒家式軒

金壺両式分

但壺軒ニ付金三百疋ツ、

十二月

金一〇〇疋は一分に当たります。全壊被害（倒家）は一軒につき金三分を支給することになっていましたので、二軒で一兩二分（六〇〇疋）を支給することが記されています。このような手続きによって、御救金が支給されていきました。

その後、余震被害や調査漏れの分などの報告があり、また寺院も対象とすることになり、追加の支給がなされていきます。十二月十八日に岩田と山田が寺社奉行所へ派遣され、倒壊被害のあった二三の寺院へ御救金を支給します。その翌日、道徳前新田に赴いていた伊藤・湯浅が、大江新田の一人へ追加支給しました。十二月二十五日には、伊藤と山田が佐屋代官、岩田と湯浅が鳴海代官へ出向き、追加分の支給をしています。

今回の資料では、御救金の支給はこの十二月二十五日で終わっており、御救金の対象は、倒家一一五二軒、半倒家一六四六軒、即死人三名、怪我人一〇名になりました。代官所別にみますと、大代官・横須賀・佐屋・

鶴多須・北方と、知多半島の西から尾西地方にかけてが多いです。支給額

の合計は一四九五両にのびりました。

最後に、今回の林政史研究所の資料を使った研究について、簡単にまとめたと思います。安政東海地震後に被災窮民に対して、「御側」より「御救」を取り計らうことになり、御小納戸頭取とその配下の御年貢地懸によって、夫食や御救金の支給がおこなわれました。今回活用した一番から六番の資料は、この活動の記録であり、したがって、今後は彼らの活動を踏まえて被害数値をみる必要があると考えます。

資料に記された被害は、あくまでも緊急救済に必要な被害状況を把握したのになります。夫食や御救金の対象である「難洪者」を調べたものであり、領内の倒壊被害のすべてを集計したものではありません。たとえば、町奉行所の報告書の中に、伊藤次郎左衛門、萱津屋伊右衛門、佐野屋はる、といった御用商人についても、建物被害があったことが報告されていますが、町奉行は強いて「難洪筋」ではないとして、「御救」の対象から外しました。あくまで地震被害により難洪している者が対象で、倒壊被害に遭っても難洪していない者は「御救」の対象外でした。したがって、実際の倒壊被害は、もっと多かつたものと思われれます。

林政史研究所の所蔵資料の性格上、示されているのは奥向の救済活動（「別段夫食被下方」）になります。これとは別に、所付代官による救済（「当然夫食被下方」）も各地でおこなわれていたことが、資料の間からうかがえます。こうしたことを踏まえて、本日扱った資料に書かれた被害数値というものを讀んでいく必要があると考えます。

私の報告は以上になります。ありがとうございました。

〔附記〕

講演は、『愛知県史研究』第二二号に発表した拙稿「安政東海・南海地震の被害と尾張藩の救済―史料学的検討を踏まえて―」をもとにして、詳しい被害数値については、こちらを参照していただきたい。